

タイ事務所 WEB サイトリニューアル業務仕様書

1. 件名

公社タイ事務所 WEB サイトリニューアル制作委託及び保守運用委託業務

2. 履行場所

(1) 履行場所及び担当部署

公益財団法人 東京都中小企業振興公社 事業戦略部 国際事業課

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13 住友商事神田和泉町ビル 9階

ただし、公社が認める範囲内で本業務の履行を受託者の事務所等で実施することを認める。

(2) 最終納入場所

公益財団法人 東京都中小企業振興公社（以下、「公社」という。）

事業戦略部 国際事業課

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13 住友商事神田和泉町ビル 9階

ただし、サイトのソース及び CMS のカスタマイズプログラムは、公社が導入している Amazon Web Service のサーバ内に構築すること。

3. 契約期間

契約締結の翌日から令和 2 年 3 月 31 日まで。

ただし、リニューアルコンテンツの納入期限は、令和 2 年 2 月 28 日とする。

4. 事業概要

公社は、平成 27 年 12 月にタイ王国・バンコクにタイ事務所を設立した。設立時にタイ事務所 WEB サイト（以下、「本サイト」という）を制作した。設立から 3 年以上が経過し、WEB サイトの情報陳腐化及び事業内容の当初からの拡充等があり、見直しの必要性が生じたため、本サイトをリニューアルし、より情報発信力の高い WEB サイトとすることで、より多くの都内中小企業のタイ事務所利用を促進する。

5. 事業目的

本サイトのリニューアルにより、タイ事務所が対象とする 3 タイプの対象者、すなわち、

①タイ市場への進出やタイ企業との提携を志す都内中小企業（未進出企業）

②タイに進出し、現地で事業を行っている都内中小企業（進出済み企業）

③都内中小企業とのマッチングを希望するタイのローカル企業

に訴求するコンテンツを提供し、問い合わせ及びサービス利用の増加を促すことを目的と

する。

6. 委託業務内容

本サイトのリニューアルコンテンツの制作及び上記契約期間内の本サイトメンテナンス業務

(詳細は、別紙1「業務内容詳細」のとおり)

7. 納入物

別紙2「納入物一覧」のとおり

なお、別紙2に記載のないものであっても、業務の目的に照らして、当然に必要なものは納品すること。

8. 権利の帰属

- (1) 本委託で制作した制作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)のすべては、公社に帰属するものとする。受託者は公社及びその指定する者に対して、成果物の著作権者人格権の行使をしないこと。この規定は、受託者の従業員及び本委託遂行にあたり再委託を行った場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (2) 制作等にあたって、他人の著作権を含む知的財産権、肖像権その他のいかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 受託者は、制作物を複製し、これを第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、受託者からの書面による申請に基づき、公社が承認した場合はこの限りではない。
- (4) その他著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定するものとする。

9. 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、受託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (3) 再委託にかかる詳細は、別紙3「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に定めるとおりとする。

10. 業務の引継ぎ等について

(1) 引継ぎ

受託者の変更時にあたっては、業務が円滑に引き継がれるよう、新たな受託者と十分に引継ぎを行うこと。

(2) データの消去

本委託業務終了後は、履行にあたり公社が預けた情報については、完全にデータを消去し、その旨を公社に報告すること。

11. 契約事項の遵守・守秘義務

- (1) 本契約業務の実施にあたっては、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。
- (2) 受託者は、この仕様書のほか、別紙3「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」の内容を遵守すること。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項のうち、東京都が定める「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に記載のある事項については、そのために準拠することが望ましい。ただし、そのために依りがたい場合は、公社と協議の上、対応方法を決定するものとする。
- (4) 情報公開について

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

①公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

②公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、公社ホームページ及び閲覧により公表する。なお、公表の趣旨に賛同できない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができる。

- (5) 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙4に定めるところによる。

12. 支払い方法

- (1) リニューアルコンテンツ

納入・検証後、適法な請求書を受領してから30日以内に支払う。

ただし、段階納品における部分払いは行わないものとする。

- (2) 保守料

毎月の受託者からの請求書に基づき、30日以内に支払う。

13.その他

- (1) 本仕様書及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、公社と受託者が協議し、定めるものとする。
- (2) 契約金額には、本仕様書に特に定めるもののほか、本業務の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。
- (3) 受託者及び業務従事者は、各関係機関から金銭等いかなる経済的利益の供与を受けたり、受けようとしてはならない。また、経済的利益を求めてはならない。
- (4) 受託者が委託契約の条件に違反した等の場合、公社は委託契約の一部又は全部を解除し委託料を支払わないことがあるほか、既に支払っている委託料の一部もしくは全部を返還させ、又は公社が受託者に損害賠償を求めることがあることに十分留意すること。
- (5) 環境対応車の使用について
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）他、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (6) 常に、最新のウイルス定義ファイルにより更新されたウイルス対策ソフトを用い、ウイルス対策を必ず実施すること。

14.連絡先

公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部国際事業課 担当：蒔田（まきた）

メールアドレス： t-makita@tokyo-kosha.or.jp

電話番号： 03-5822-7241